

用途地域別の建築形態規制等(平成27年4月1日現在)

川口市建築安全課

用途地域	道路斜線	隣地斜線	北側斜線	絶対高さ制限	建ぺい率 (%)	容積率		日影規制		
	勾配	立上り(m)+勾配	立上り(m)+勾配			(%)	道路幅員(m) に乗じる係数	対象建築物	測定面	規制時間
第一種低層住居専用地域	1.25	規制なし	5+1.25	10m以下	50	100	0.4	軒の高さ7m超 又は地階を除く 階数が3以上	1.5m	(2)4h・2.5h
					60					(3)5h・3h
					50	150				(2)4h・2.5h
第二種低層住居専用地域	1.25	規制なし	5+1.25	10m以下	50	100	0.4	高さ10m超	4m	(1)3h・2h
					60					(2)4h・2.5h
第一種中高層住居専用地域	1.25	20+1.25	規制なし	規制なし	60	100	0.4	高さ10m超	4m	(1)3h・2h
						150				(2)4h・2.5h
						200				(2)4h・2.5h
第二種中高層住居専用地域	1.25	20+1.25	規制なし	規制なし	60	200	0.4	高さ10m超	4m	(2)4h・2.5h
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	1.25	20+1.25	規制なし	規制なし	60	200	0.4	高さ10m超	4m	(1)4h・2.5h
近隣商業地域										1.5
商業地域	300	規制なし	—	—						
商業地域	1.5	31+2.5	規制なし	規制なし	80	400	0.6	規制なし	—	—
準工業地域						700				
工業地域 工業専用地域	1.5	31+2.5	規制なし	規制なし	60	200	0.6	高さ10m超	4m	(2)5h・3h
用途地域の指定のない区域 (市街化調整区域)										1.25
60	200	□(3)5h・3h								

※日影図を作成する場合、川口市内は北緯36°00′、東経139°43′を標準とします。

※**建築協定**により**表とは異なった規制**のある区域が2ヶ所があります。(幸町1丁目の一部、戸塚東3丁目の一部)詳細は**建築安全課**のホームページをご参照ください。

※**壁面後退・最低敷地面積**について建築安全課では定めがありませんが、地区計画及び開発許可等により定められている場合があります。

詳細は**都市計画課・開発審査課**にお問い合わせください。

※**地区計画**又は**景観計画**により**表とは異なった規制**のある区域があります。詳細は**都市計画課**にお問い合わせください。

※市街化調整区域内の建築若しくは敷地面積が500㎡を超える場合等の開発許可、道路位置指定及び中高層建築物については、**開発審査課**に相談してください。